

令和6年度山陽小野田市障害福祉計画検討委員会

と き 令和7年2月12日（水）14:00～
ところ Aスクエア 1階 会議室2

会 議 次 第

1 山陽小野田市福祉部長あいさつ

2 委員・事務局紹介 資料 1

3 会長・副会長の選任 資料 2 ・会長・副会長あいさつ

4 議事

(1) 計画の位置付け等について 資料 2

(2) 障害者の現状について 資料 3

- ・障害者手帳所持者数の推移
- ・身体障害者手帳所持者の状況
- ・療育手帳所持者の状況
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者の状況
- ・自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況
- ・障害支援区分審査判定の状況
- ・障がい者の雇用状況

(3) 「第7期 山陽小野田市障害福祉計画」、「第3期 山陽小野田市障害児福祉計画」の進捗状況について 資料 4

- ・障がい者支援における成果目標等に対する現状報告
- ・障害児支援における成果目標等に対する現状報告
- ・障害福祉サービス等の実績報告
- ・障害児支援等の実績報告

(4) その他の事業の実施状況について 資料 5

(5) その他

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿

任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日

	所属機関・団体名	委員氏名
1	障害者就業・生活支援センター	網 広 孝 明
2	山陽小野田精神保健家族会	臼 井 文 子
3	小野田ボランティア連絡協議会	小 柳 朋 治
4	一般公募	正 司 一 文
5	山陽小野田市社会福祉事業団	徳 永 祥 三
6	山陽小野田市教育委員会	能 野 奈 々
7	山陽ボランティア連絡協議会	伯 野 寛
8	山口大学 大学院医学系研究科	長 谷 亮 佑
9	山陽小野田医師会	廣 田 勝 弘
10	宇部公共職業安定所	福 本 晃 也
11	山陽小野田市障害者協議会	宮 川 力 雄
12	山陽小野田市民生児童委員協議会	安 田 克 己
13	一般公募	山 本 俊 則
14	相談支援事業所のぞみ	吉 見 兆 生
15	こども発達支援センターとことこ	吉 水 多加志
16	山陽小野田市社会福祉協議会	流 田 幸 彦
17	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会	渡 邊 結 子

令和6年10月1日現在
(50音順、敬称略)

関 係 法 令 等

- 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例 …… P1
- 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則」 …… P2
- 「障害者基本法」・「障害者総合支援法」(抜粋) …… P3
- 児童福祉法(抜粋) …… P4

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成17年3月22日条例第30号
最新改正 令和2年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関(次条において「附属機関」という。)として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第2条関係) ※関係附属機関を抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市障害福祉計画検討委員会	山陽小野田市の障害福祉計画について、検討すること。
	山陽小野田市自立支援協議会	障害者の地域での自立を目指し、山陽小野田市の障害者の課題について協議すること。
	山陽小野田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査し、審議すること。

山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日規則第41号
改正 平成21年8月14日規則第35号
平成22年3月31日規則第18号
平成27年3月31日規則第30号
平成27年12月17日規則第54号
平成30年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋） （障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

○児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る

【2】障がい者の現状について

1 身体障害者手帳所持者数の推移(計画 P6)

(各年度 4 月) (人)

	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
身体障害者手帳	2,771	2,627	2,459	2,445
療育手帳	504	515	548	569
精神障害者保健 福祉手帳	378	409	495	483
合計	3,653	3,551	2,993	3,497
市人口	63,777	62,059	59,797	59,125
市人口比 (%)	5.73	5.72	5.86	5.91

2 身体障害者手帳所持者の状況(計画 P7-P9)

(1) 等級別所持者数

(各年度 4 月) (人)

等級	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 級	898	854	770	780
2 級	388	336	300	295
3 級	533	501	490	488
4 級	663	640	604	593
5 級	135	136	139	136
6 級	154	160	156	153
合計	2,771	2,627	2,459	2,445
市人口	63,777	62,059	59,797	59,125
市人口比 (%)	4.34	4.23	4.11	4.14

※障害の等級については、1 級から 7 級まであり、1 級が最重度です。
(手帳の交付は 6 級までです)

(2) 年齢別所持者数

(各年度4月)(人)

等級	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳～ 5 歳	6	3	4	5
6 歳～ 1 7 歳	38	28	20	21
1 8 歳～ 5 9 歳	386	368	350	348
6 0 歳～ 6 4 歳	247	165	136	126
6 5 歳以上	2, 094	2, 063	1, 949	1, 945
合計	2, 771	2, 627	2, 459	2, 445

(3) 障害種別の内訳

(各年度4月)(人)

	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
視覚障害	193	176	179	178
聴覚障害	244	255	257	263
平衡機能障害	10	7	9	10
音声・言語・そしゃく機能障害	60	51	50	48
肢体不自由（上肢）	587	522	474	498
肢体不自由（下肢）	1, 136	997	876	837
肢体不自由（体幹）	142	131	136	139
肢体不自由（脳原上肢）	31	31	29	26
肢体不自由（脳原移動）	40	40	38	31
心臓機能障害	571	578	554	573
じん臓機能障害	208	210	199	204
呼吸器機能障害	86	79	59	56
ぼうこう・直腸機能障害	111	127	119	90
小腸機能障害	3	1	1	1
免疫機能障害	4	5	5	6
肝臓機能障害	6	8	8	5
合計	3, 432	3, 218	2, 993	2, 965

※障がい重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

3 療育手帳所持者の状況(計画 P10)

(1) 年齢別・程度別所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	程度	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
18 歳未満	A	26	30	23	26
	B	89	92	79	91
	合計	115	122	102	117
18 歳以上	A	166	145	176	174
	B	223	248	270	278
	合計	389	393	446	452
合計	A	192	175	199	200
	B	312	340	349	369
	総合計	504	515	548	569
市人口		63,777	62,836	59,797	59,125
市人口比 (%)		0.79	0.82	0.92	0.96

※障害の程度については、A と B があり、A が重度です。

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(計画 P11-P12)

(1) 年齢別・等級別所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	程度	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
18 歳未満	1 級	1	0	0	0
	2 級	2	2	1	0
	3 級	13	18	17	14
	合計	16	20	18	14
18 歳以上	1 級	84	78	82	67
	2 級	175	179	208	211
	3 級	103	132	187	191
	合計	362	389	477	469
合計	1 級	85	78	82	67
	2 級	177	181	209	211
	3 級	116	150	204	205
	総合計	378	409	495	483
市人口		63,777	62,059	59,797	59,125
市人口比 (%)		0.59	0.66	0.83	0.82

※障がいの等級については、1 級から 3 級まであり、1 級が最重度です。

(2) 精神障害者保健手帳所持者のうち、自立支援医療（精神通院医療）受給者の割合

(各年度4月)(人)

状況	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
手帳所持者数	378	409	495	483
精神通院医療受給者数	248	305	362	374
割合 (%)	65.6	74.6	73.1	77.4

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況(計画 P12)

(各年度4月)(人)

状況	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精神通院医療受給者数	1,019	1,128	1,134	1,149

6 障害支援区分審査判定の状況(計画 P13)

(1) 障害支援区分の認定状況

令和 6 年 4 月 1 日現在 (人)

区分		1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	3	6	4	9	25	47
	施設入所者	0	0	0	3	2	14	19
知的	在宅者	3	15	27	27	30	14	116
	施設入所者	0	0	5	9	20	31	65
精神	在宅者	2	26	7	4	0	1	42
	施設入所者	0	0	0	1	0	0	1
合計	在宅者	5	44	40	35	39	43	206
	施設入所者	0	0	5	13	22	45	85
割合 (%)	在宅者	100	100	88.9	72.9	63.9	48.9	70.8
	施設入所者	0	0	11.1	27.1	36.1	51.1	29.2

7 障がい者の雇用状況(計画 P14)

民間企業における「障害者法定雇用率」は、令和6年（2024年）に2.3%から2.5%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員43.5人以上から40人以上に変更になりました。さらに、令和8年（2026年）7月からは「障害者法定雇用率」は2.7%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員37.5人以上に広がっています。

(1) 公共職業安定所調

(各年度6月1日)

	令和5年度	令和6年度
管内対象企業数（箇所）	178	190
管内雇用障がい者数（人）	709.5	713.0
管内雇用率（%）	2.41	2.39
県雇用率（%）	2.77	2.77
国雇用率（%）	2.33	2.41

【3】「第7期 山陽小野田市障害福祉計画」、「第3期 山陽小野田市障害児福祉計画」の進捗状況について

1 障がい者支援における成果目標等に対する現状報告(計画 P39-P44)

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援に係る成果目標を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆実績（施設入所者数）

令和5年度	令和6年度
81人	80人

※令和5年度は令和6年3月末時点

※令和6年度は令和6年11月末時点

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆実績

精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用者数

	令和5年度	令和6年度
① 地域移行支援の利用者数	0人	0人
② 地域定着支援の利用者数	2人	2人
③ 共同生活援助の利用者数	20人	28人
④ 自立生活援助の利用者数	0人	0人
⑤ 自立訓練（生活訓練）	2人	3人

※令和6年度は令和6年11月末時点

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点の機能の一つである「相談」として、「相談支援事業所のぞみ」にコーディネーターを1名配置しています。

運用状況の検証及び検討を自立支援協議会において行っています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 一般就労移行者数

◆実績

	令和5年度	令和6年度
就労移行支援から	5人	0人
就労継続支援A型から	2人	1人
就労継続支援B型から	1人	1人
一般就労移行者合計数	8人	2人

※令和6年度は令和6年11月末時点

② 就労定着支援利用者数

◆実績（施設入所者数）

令和5年度	令和6年度
14人	12人

※令和6年度は令和6年11月末時点

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

◆現状

基幹相談支援センターは、障害福祉課に設置しています。

② 地域の相談支援体制の強化

◆実績

	令和5年度	令和6年度
①地域の相談支援従事者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	17件	13件
②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	17件	7件
③地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	3回	2回
④個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	1回
⑤主任相談支援専門員の配置数	1人	1人

※令和6年度は令和6年12月末時点

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

◆実績

	令和 5 年度	令和 6 年度
①事例検討実施回数	1 回	1 回
②参加事業者・機関数	17 か所	17 か所
③専門部会の設置数	2 部会	2 部会
④専門部会の実施回数	6 回	6 回

※令和 6 年度は令和 6 年 1 2 月末時点

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◆実績

	令和 5 年度	令和 6 年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4 人	3 人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	無	無

※令和 6 年度は令和 6 年 1 2 月末時点

2 障害児支援における成果目標等に対する現状報告(計画 P45-P48)

障害児通所支援等の提供体制を確保するため成果目標を設定しています。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

◆現状

市内の児童発達支援センター（1箇所）：こども発達支援センターとことこ

(2) 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

◆現状

市内にはありませんが、圏域に3箇所あります。

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

◆現状

① 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場

令和5年2月9日（木）

学校教育課、子育て支援課、健康増進課、障害福祉課、相談支援事業所のぞみ、山陽小野田医師会訪問看護、児童発達支援センターとことこで、現状の報告・課題の共有を行った。

令和6年度は令和7年2月14日開催予定。

② 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

市内の相談支援事業所に3名配置しています。

③ 発達障害児及び家族への支援体制の確保

◆実績(受講者及び人数)

	令和5年度	令和6年度
ペアレントメンター養成研修の受講者数（保護者）	4人	2人
ペアレントメンターの人数	8人	10人
ピアサポートの活動への参加人数	4人	6人

※令和6年度は令和6年12月末時点

3 障害福祉サービス等の実績報告(計画 P49-P67)

※令和6年度は全て11月末時点

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

○居宅介護(障害支援区分1以上)

〈上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数〉

	第6期計画	第7期計画		
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	1,892 時間 22 人	268 時間 26 人	300 時間 29 人	330 時間 32 人
実績	2,911 時間 33 人	229 時間 24 人		

※令和5年度は、上段：年間利用時間、下段：実利用人数

○重度訪問介護(障害支援区分4以上)

〈上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数〉

	第6期計画	第7期計画		
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	1,860 時間 2 人	113 時間 1 人	163 時間 2 人	163 時間 2 人
実績	1,421 時間 1 人	109 時間 1 人		

※令和5年度は、上段：年間利用時間、下段：実利用人数

○同行援護

(身体介護なし:障害支援区分認定不要、身体介護あり:障害支援区分2以上)

〈上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数〉

	第6期計画	第7期計画		
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	1,502 時間 8 人	30 時間 2 人	45 時間 3 人	60 時間 4 人
実績	178 時間 2 人	14 時間 3 人		

※令和5年度は、上段：年間利用時間、下段：実利用人数

○行動援護(障害支援区分3以上)

〈上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数〉

	第6期計画	第7期計画		
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	72 時間 1 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
実績	0 時間 0 人	0 時間 0 人		

※令和5年度は、上段：年間利用時間、下段：実利用人数

○重度障害者等包括支援(障害支援区分6以上)

〈上段：年間利用時間、下段：実利用人数〉

	第6期計画	第7期計画		
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
実績	0 時間 0 人	0 時間 0 人		

※令和5年度は、上段：年間利用時間、下段：実利用人数

② 日中活動系サービス

○生活介護

(障害程度区分3以上※施設入所を伴う場合は区分4以上)

(50歳以上:障害程度区分2以上※施設入所を伴う場合は区分3以上)

〈上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数〉

	第6期計画	第7期計画		
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	35,123 日 163 人	3,260 人日 163 人	3,320 人日 166 人	3,380 人日 169 人
実績	38,204 日 162 人	3,097 人日 153 人		

※令和5年度は、上段：年間利用日数、下段：実利用人数

【4】その他の事業の実施状況について

1 意志相通支援者設置事業（遠隔手話）

「山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例に基づく施策の推進方針」より、ろう者が、周囲の状況を把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないよう、コミュニケーション手段として手話を使用できる環境の整備として、遠隔手話サービスが窓口等で受けられる体制を整備しています。

◆令和3年度から市役所、山陽総合事務所に一台ずつ設置

2 障がい者スポーツの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう地域の障がい者スポーツの支援を行っています。

◆全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場支援

- ・令和5年度 卓球2名、水泳1名（選考会：山口市）
- ・令和6年度 陸上1名、卓球2名、水泳2名（選考会：山口市）

3 障害者虐待防止センターの設置

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行っています。

◆虐待通報件数 令和5年度：7件、令和6年度：1件

4 障がい者差別解消相談窓口の設置

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行となり、障がいを理由とした差別（不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど）についての相談窓口を障害福祉課に開設し、相談内容に応じて関係機関と連携や調整を行い、問題解決を行います。

◆相談件数 令和5年度：0件、令和6年度：0件

5 山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催

差別の解消に向けた取組を主体的に行うネットワークとして、障がい者差別に関する相談等についての協議や、障がい者差別を解消するための取組に関する提案についての協議を行います。

◆開催数

- ・令和5年度：1回（令和5年10月31日）
- ・令和6年度：1回（令和6年11月12日）

6 「障害者週間」の啓発（障害者週間：12月3日から12月9日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、厚狭地区複合施設に市内の障害福祉サービス事業所および障害児通所サービスサービス事業所利用者の作品を展示しました。

◆展示期間 令和6年12月2日から12月9日まで

※市役所ロビーでは厚狭地区複合施設での作品展示の様子をパネル展示しました。

資料 3 訂正箇所

P 1 （ 2 箇所）

1 障害者手帳所持者数の推移(計画 P6)

(各年度 4 月) (人)

	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
身体障害者手帳	2, 771	2, 627	2, 459	2, 445
療育手帳	504	515	548	569
精神障害者保健福祉手帳	378	409	495	483
合計	3, 653	3, 551	3, 502	3, 497
市人口	63, 777	62, 059	59, 797	59, 125
市人口比 (%)	5. 73	5. 72	5. 86	5. 91

P 3 （ 2 箇所）

3 療育手帳所持者の状況(計画 P10)

(1) 年齢別・程度別所持者数

(各年度 4 月) (人)

年齢	程度	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
18 歳未満	A	26	30	23	26
	B	89	92	79	91
	合計	115	122	102	117
18 歳以上	A	166	145	176	174
	B	223	248	270	278
	合計	389	393	446	452
合計	A	192	175	199	200
	B	312	340	349	369
	総合計	504	515	548	569
市人口		63, 777	62, 059	59, 797	59, 125
市人口比 (%)		0. 79	0. 83	0. 92	0. 96

※障害の程度については、A と B があり、A が重度です。

資料 4

訂正箇所

P 4 （ 2 箇所）

2 障害児支援における成果目標等に対する現状報告(計画 P45-P48)

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

◆現状

① 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場

令和 6 年 2 月 9 日（金）

(4) 発達障害児及び家族への支援体制の確保

P 5 （ 2 箇所）

3 障害福祉サービス等の実績報告(計画 P49-P67)

※令和 6 年度は全て 11 月末時点

○重度訪問介護(障害支援区分4以上)

〈上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数〉

	第 6 期計画	第 7 期計画		
年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画	1,860 時間 2 人	113 時間 1 人	163 時間 2 人	163 時間 2 人
実績	1,421 時間 1 人	164 時間 1 人		

※令和 5 年度は、上段：年間利用時間、下段：実利用人数

○同行援護

(身体介護なし:障害支援区分認定不要、身体介護あり:障害支援区分2以上)

〈上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数〉

	第 6 期計画	第 7 期計画		
年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画	1,502 時間 8 人	30 時間 2 人	45 時間 3 人	60 時間 4 人
実績	178 時間 2 人	21 時間 3 人		

※令和 5 年度は、上段：年間利用時間、下段：実利用人数

資料 4

訂正箇所

P 7 （ 1 箇所）

○就労継続支援(A 型)

〈上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数〉

	第 6 期計画	第 7 期計画		
年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画	7,852 日 36 人	800 人日 40 人	900 人日 45 人	1,000 人日 50 人
実績	6,939 日 44 人	861 人日 44 人		

※令和 5 年度は、上段：年間利用日数、下段：実利用人数

P 8 （ 2 箇所）

○就労継続支援(B 型)

〈上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数〉

	第 6 期計画	第 7 期計画		
年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画	39,786 日 193 人	3,690 人日 205 人	3,780 人日 210 人	3,870 人日 215 人
実績	40,999 日 221 人	3,421 人日 204 人		

※令和 5 年度は、上段：年間利用日数、下段：実利用人数

P 1 2 （ 2 箇所）

⑦ 日常生活用具等給付事業

〈上段：計画、下段：実績〉

	第 5 期計画	第 6 期計画		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練 支援用具	3 件 2 件	3 件 4 件	3 件 -	3 件 -
自立生活 支援用具	4 件 7 件	4 件 7 件	4 件 -	4 件 -
在宅療護等 支援用具	5 件 6 件	5 件 0 件	5 件 -	5 件 -
情報意思疎通 支援用具	8 件 12 件	8 件 8 件	8 件 -	8 件 -
排せつ管理 支援用具	1,584 件 1,617 件	1,643 件 1,423 件	1,704 件 -	1,767 件 -
居宅生活動作 補助用具(住宅改修)	2 件 0 件	2 件 0 件	2 件 -	2 件 -
合 計	1,606 件 1,644 件	1,665 件 1,442 件	1,726 件 -	1,789 件 -

資料 4

訂正箇所

P 1 3 （ 1 箇所）

⑩ 地域活動支援センター
 〈1日当たりの利用人数〉

	第5期計画	第6期計画		
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	0 人	実施	実施	実施
実績	0 人	-		

資料 5

訂正箇所

P 1 （ 1 箇所）

1 意思疎通支援者設置事業（遠隔手話）

P 2 （ 1 箇所）

6 「障害者週間」の啓発（障害者週間：12月3日から12月9日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、厚狭地区複合施設に市内の障害福祉サービス事業所および障害児通所サービスサービス事業所利用者の作品を展示しました。